



公益財団法人 日本環境協会  
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.128 認定基準書

日用品 Version1.28

分類 L.マッチ、つけ木、線香

制 定 日:2004年 7月 1日  
最新改定日:2025年 4月 1日  
有 効 期 限:2030年 6月 30日

### 1. 認定基準制定の目的

日用品は、台所用品、食卓用品、住生活用品など様々な製品があり、幅が広く、消費者にとっては、極めて身近な、かつ日常的に使用する製品である。このような日用品において、エコマークの類型を設定し、環境に配慮された製品を推奨することは、日常生活における環境負荷の低減に大きく資するとともに、消費者の環境意識の向上も期待できる。これらのことから、本類型を設定する環境的意義は大変大きいと考えられる。

これまでエコマーク事業においては、商品類型 No.115「廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品」、商品類型 No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」、商品類型 No.124「ガラス製品」など、素材の観点から認定基準を策定した商品類型があったが、今回、これらで対象としていた日用品を本商品類型に統合し、併せて食卓台所用品、履物および住生活用品などの日用品を幅広く対象製品として扱うものとして整理し、商品類型を設定した。

また、エコマーク商品類型ではスポンジ、コーヒーフィルター、油ろ過器、ゴム手袋、廃食用油吸収材、水切り濾紙袋、ストレーナーや三角コーナーといった台所用品に関するものが 8 商品類型あり、これらについても「日用品」として整理・統合した。これらの商品類型は、概ね「水質汚濁物質の排出防止」「天然原料の利用」「無漂白」といった環境的観点から基準を制定していたが、新たに商品ライフサイクルの概念の導入による総合的評価により、資源の有効利用、化学物質などの観点についても見直しを行った。

具体例として商品類型 No.5「廃食用油吸収材」は、水質汚濁の原因となる廃食用油の排出防止、再生材料の利用による廃棄物削減などの観点からの商品類型化であったが、本商品類型においては、再生材料とは異なる未利用の資源として、間伐材や未利用繊維(ウェスなど)などの有効利用も新たに認めることとした。

### 2. 適用範囲

マッチ、つけ木、線香。

ただし、電気を使用する製品、特定の製品の包装用箱、および製品全体の総質量に占める金属材料、皮革材料および石材などの質量割合が 50%以上となる製品は対象外とする。

### 3. 用語の定義

共通基準に関する用語	
使い捨て製品	本来の材料で繰り返し使われている耐久性のある商品がある分野において、繰り返しての使用を目的としない製品。
再使用可能	ライフサイクルの中で想定された目的のために一定回数の繰り返し使用を行うことができるよう想定し、設計した製品または包装の特質。

リサイクル	マテリアルリサイクルをいう。エネルギー回収(サーマルリサイクル)は含まない。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。
プラスチックシート	厚さが 0.25mm 以上のプラスチックの薄い板状のもの。
材料に関する用語	
再生材料	プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料またはそれらの混合物。本商品類型では、未利用繊維を含むものとする。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、材料の製造工程内で発生し、再び同一の工程(工場)内で原料として使用されるものは除く。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
紙に関する用語	
古紙パルプ配合率	製品に含まれるパルプ中の古紙パルプの重量割合で、 古紙パルプ / (バージンパルプ + 古紙パルプ) × 100(%) で表される。ただし、パルプは含水率 10% の重量とする。なお、損紙については、古紙パルプ配合率の計算式の分母、分子にそれぞれ含めない。パルプモールドおよび古紙裁断による緩衝材など、歩留まり 100% のものは、実際の古紙パルプの配合割合に関わらず、古紙パルプ配合率 100% とみなす。
木材に関する用語	
再・未利用木材	以下に定義する間伐材、廃木材、建設発生木材および低位利用木材をいう。
間伐材	林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業により生産される木材。
廃木材	使用済みの木材(使用済み梱包材など)、木材加工工場などから発生する残材(合板・製材工場などから発生する端材、製紙未利用低質チップなど)、剪定した枝、樹皮などの木材および木質材料。
建設発生木材	新築・増築工事、修繕模様替え、その他工作物に関する工事などの建設工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料。本商品類型では、建築解体木材を除く。
低位利用木材	林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材。また、竹林で産出される環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹も含む。 なお、小径材については、未口径 14cm 未満の木材とし、以下の a あるいは b に該当する場合は、中立的な第三者あるいは公的機関によって、持続可能な管理がなされている森林であることの認証を受けているものとする。 a. 天然生林から産出された丸太から得られる小径材 b. 人工林において皆伐、群状拓伐および帯状拓伐によって産出された丸太から得られる小径材
廃植物繊維	もみがらなどの農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣、および麻袋などの使用済み梱包材など。
木質部	木の実質(植物繊維も含む)。

#### 4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

##### 4-1.環境に関する基準と証明方法

###### 4-1-1.共通基準と証明方法

(1)申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

###### 【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)

b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料(記録文書の写し等)

1)工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧

2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)

3)記録文書の保管について定めたもの

4)再発防止策(今後の予防策)

5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

(2)製品は、金属材料が製品全体質量の 50%未満であること。

###### 【証明方法】

申込製品に使用する金属材料の合計質量を付属証明書に記載すること。

(3)製品は、小売段階(小売しない製品は最終出荷段階)で無包装または簡易包装となるよう出荷していること。包装に使用されるプラスチック材料は、JIS K 6899-1 に沿って材質表示されていること。ただし、「容器包装識別表示等検討委員会報告書(平成 12 年 7 月 経済産業省)」における識別マークに関する「無地の容器包装への対応」「表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応」「多重容器包装等における表示の要件と表記方法」「社名・ブランド名等が印刷された包装への対応」「輸出品への対応」に準拠して、材質表示を省略することができるものとする。

**【証明方法】**

製品の小売り段階での包装状態および使用包装材料、材質表示の状態を付属証明書に具体的に記載すること(図、写真などを用いて補足してよい)。材質表示を省略する場合は、その根拠を示すこと。

- (4)包装に使用されるプラスチック材料は、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを使用していないこと。

**【証明方法】**

包装について、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックの使用の有無を付属証明書に記載すること。

#### 4-1-2.材料に関する基準と証明方法

製品は、製品を構成する各材料が、以下に示す材料に関する基準をそれぞれ満たすこと。ただし、小付属(ネジ、ビスなど製品の機能上必要な小さな部品)は、以下に示す材料に関する基準を適用せず、接着剤は、(13)を適用し、他の材料に関する基準を適用しない。

##### **A.紙**

- (5)紙材料は、古紙パルプ配合率が70%以上であること。
- (6)塗工印刷用紙にあっては、塗工量が両面で30g/m<sup>2</sup>以下であること。ただし、片面の最大塗工量は17g/m<sup>2</sup>とする。
- (7)非塗工印刷用紙にあっては、白色度が70%程度以下であること。
- (8)紙の蛍光増白剤は、処方構成成分として必要最小限の添加にとどめていること。
- (9)パルプの漂白工程において、塩素ガスを使用しないこと。

**【証明方法】**

製紙事業者の発行する証明書を提出すること。(5)および(6)については古紙パルプ配合率、および片面と両面それぞれの塗工量の固有数値をそれぞれ記載するものとする。白色度についてはハンター方式、またはISO白色度(拡散青色光反射率)による白色度試験結果を提出すること。なお、試験結果には白色度の固有数値を記載するものとする。蛍光増白剤については添加の有無を記載すること。また、添加のある場合は蛍光増白剤使用量を証明書に記載すること。パルプの漂白工程については塩素ガスの使用の有無を記載すること。

##### **B.木材**

- (10)木質部またはセルロースの原料は、用語の定義に定める再・未利用木材、廃植物繊維および未利用繊維の配合率が100%(質量割合)であること。低位利用木材のうち小径材に

において、a あるいは b に該当する場合の森林認証については、**付表 1**を満たしているものであること。ただし、「線香」は本項目を適用せず、4-1-3(14)を適用する。

(注) 質量割合とは、気乾状態<sup>\*1</sup> または 20±2℃、湿度 65±5%で恒量<sup>\*2</sup> に達した時点での製品または各材料の質量比率を指す。

\*1: 通風のよい室内に 7 日間以上放置したものをいう。

\*2: 24 時間ごとの質量を測定し、その変化率が 0.1%以下になったものをいう。

\*1 については、製材・丸太を使用の場合には適用しない。ただし、国内外の公的な乾燥材含水率基準のうち含水率 15%以下の含水率基準に相当している木材を使用している場合は適用できることとする。

#### 【証明方法】

原料事業者の発行する、原料が再・未利用木材および廃植物繊維再・未利用木材、廃植物繊維および未利用繊維であることの証明書を提出すること。ただし、原料事業者が多数の場合、原料事業者一覧表および原料取引量上位 10 社の証明書を提出すること。

原料に間伐材を使用する場合は、産地、樹種、数量、植栽年を記載した産地証明書と対象となる林分の写真を提出すること。間伐率や何回目の間伐かといった情報もできる限り報告すること。

原料に低位利用木材を使用する場合は、以下について記載した証明書を提出すること。該当の場合は、第三者による持続可能な森林であることの認証を受けたことを証明する書類をあわせて提出すること。

- ・森林の種類(天然生林、人工林など)、産地、樹種。人工林の場合は、植栽年についても記載すること。
- ・どのような状況(病虫獣害・災害を受けた、曲がり材あるいは小径材であるなど)で産出された木材であるか。小径材については、施業方法、末口径などを報告すること。また、低位利用木材のうち、原料に竹を使用する場合は、以下について記載した証明書と竹林の周辺の写真または地図を提出すること。
- ・竹の種類、産地、周辺の状況、環境保全上の適切な維持管理のための伐採であることの説明、管理計画、数量。

(11) 木材保存剤(木材防蟻剤、木材防腐剤、木材防虫剤および木材防かび剤)を処方構成成分として使用していないこと。ただし、「線香」は本項目を適用せず、4-1-3(14)の基準を適用する。

#### 【証明方法】

防蟻剤、防腐剤および防虫剤の使用の有無を付属証明書に記述すること。

(12) 屋内で使用される製品は、製品出荷時にトルエンおよびキシレンの放散が検出されないこと。「放散が検出されない」とは JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物(VOC)、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法－小型チャンバー法」に従って測定した定量下限値以下とする。ただし、「線香」は本項目を適用しない。

#### 【証明方法】

JIS に定める試験結果を提出すること。試験方法は、JIS A 1901 による。ただし、トルエン・キシレンを処方構成成分として添加していない製品にあっては、試験を免除とする。

(13) 屋内で使用される製品で、接着剤、塗料を使用した材料にあつては、ホルムアルデヒドの放散について、当該製品または使用されている各々の木質材料、接着剤および塗料が JIS 規格、JAS 規格による F☆☆☆☆等級または、国土交通大臣認定による規制対象外に相当であること。つまり、以下の a あるいは b の数値基準を満たしていること。ただし、「線香」は本項目を適用しない。

a. JIS A 1460「建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法－デンケータ法」により測定したホルムアルデヒド放散量が平均値：0.3mg/L 以下、最大値：0.4mg/L 以下であること。

b. JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物(VOC)、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法－小型チャンバー法」により測定したホルムアルデヒド放散速度が  $5\mu\text{g}/(\text{m}^2\cdot\text{h})$  以下であること。

**【証明方法】**

JIS A 1460 あるいは JIS A 1901、または個別の JIS あるいは JAS に定める方法による測定結果が基準値を満たすことを示す試験結果を提出すること。JIS 規格または JAS 規格により F☆☆☆☆等級の表示が認められた材料および製品にあつては、当該等級であることを証明する書類あるいはその写し、また国土交通大臣により規制対象外の認定を受けた材料および製品にあつては、それを証明する書類あるいはその写しを提出することで試験結果に替えることができる。また、JAS 規格により非ホルムアルデヒド接着剤使用の表示を認められた材料および製品にあつては、それを証明する書類あるいはその写しを提出することで試験結果に替えることができる。

#### 4-1-3. 個別製品に関する基準と証明方法

(14) 「線香」は、製品質量(染料、香料、糊剤を除く)に占める間伐材、廃木材および廃植物繊維の割合が製品質量の 100% であること。

**【証明方法】**

付属証明書に線香の原材料(染料、香料、糊剤を除く)および、間伐材、廃木材および廃植物繊維の材料配合率を記載すること。また、原料供給事業者の発行する原料証明書を添付すること。

(15) 「線香」に添加する香料は、IFRA(International Fragrance Association)の基準に従って使用されていること。

**【証明方法】**

添加する香料名をすべて記載すること。

(16) 「線香」に添加する染料は、食品衛生法に規程する「食品添加物」、薬事法に規程する「化粧品基準」または「医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令(化粧品法定色素)」として認められているものであること。

**【証明方法】**

添加する染料名をすべて記載すること。

(17)「線香」に添加する糊剤は、安全データシート(SDS)を備えていること。

**【証明方法】**

SDS を提出すること。

#### 4-2. 品質に関する基準と証明方法

(18)製品の品質については、日本産業規格、日本農林規格、または業界などの自主的な規格を満たすものであること。また製造段階における品質管理が十分なされていること。

**【証明方法】**

該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていること、および品質検査で合格した製品のみを出荷することを、製品を製造する工場長の発行する証明書および宣言書で提出すること。申込製品もしくは申込製品製造工場が、JIS または JAS の認定を受けている場合は、JIS または JAS の認定の写しを提出することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

#### 5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。

(1) 簡易包装を施す製品のそれぞれの包装材料は、以下の項目に配慮していること。

a.紙の古紙パルプ配合率が70%以上であること。

b.プラスチックシートに使用する全原料ポリマー中の再生ポリマーの質量割合が60%以上であること。

(2)申込製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること(複数型式を一括して申込む場合は代表型式による算定でも可とする)。定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 および ISO 14044)または経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものであることを説明できること。なお、定量的環境情報を開示する媒体(算定報告書等の URL)をエコマークウェブサイトの商品情報として公開する。

#### 6. 商品区分、表示など

(1) 商品区分(申込単位)は、「マッチ」、「つけ木」、「線香」の製品毎およびブランド名毎またはシリーズ名毎とする。また、使用する材料または併用する材料の組み合わせが異なる製品は、別の商品区分とする。(4-1-2 の A・B の各材料区分をそれぞれ異なる材料とする。)製品の大小および色調による区分は行わない。

- (2) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- \* ログマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- \* 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。  
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- \* 環境省「環境表示ガイドライン([https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/eco\\_label/guideline/](https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/eco_label/guideline/))」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- \* その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。  
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

---

[発行] 公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局

<https://www.ecomark.jp/nintei/128.html>   ✉ [sinsei@ecomark.jp](mailto:sinsei@ecomark.jp)

[制改定履歴]

2004年 7月 1日	制定(Version1.0)
2004年10月14日	対象などの改定(Version1.1)
2005年 5月13日	水切り用濾紙袋の古紙パルプ配合率、対象製品分類の改定(Version1.2)
2005年 9月 8日	食用油ろ過器の再生ポリマー基準除外の改定(Version1.3)
2006年10月19日	電気掃除機用フィルター袋の繊維材料基準除外、線香の基準追加、対象製品分類の改定他(Version1.4)
2007年 4月13日	ごみ箱の再生ポリマー配合率の改定(Version1.5)
2007年 8月 2日	ゴム製履物の再生材配合率の改定(Version1.6)
2007年10月 5日	有効期限延長
2008年 2月14日	古紙パルプ配合率に関する基準項目の一時適用除外(見え消し部分)、有効期限延長(Version1.7)
2008年 8月21日	環境法規遵守基準の改定(Version1.8)
2009年 5月 1日	製品分類別に基準分割、古紙パルプ配合率の定義の改定(Version1.9)
2009年11月 4日	板紙の古紙パルプ配合率、焼物の有害物質の改定、トルエン、キシレン、ホルムアルデヒド基準を屋内用品に限定、オゾン漂白綿の追加(Version1.10)

2010年12月13日	食用油ろ過器(消耗部分)の適用範囲への追加、別紙メッシュサイズ試験方法の修正(Version1.11)
2011年 3月 1日	マーク表示方法の追加(Version1.12)
2011年 8月 1日	包装材の一時適用除外とした古紙パルプ配合率に関する基準項目等を配慮事項として設定。分類 D にブラシ部の交換可能な歯ブラシを追加(Version1.13)
2011年11月 1日	ガラスへのクロム不使用を六価クロムに限定(Version1.14)
2012年 2月 1日	使い捨て製品に関する改定(Version1.15)
2012年 7月 5日	難燃剤、抗菌剤の規定変更。食品用器具への再生材使用に関する厚生労働省ガイドライン追加(Version1.16)
2014年 2月 1日	有効期限延長
2015年 6月 1日	適用範囲の変更(Version1.17)
2016年 6月 1日	植物由来プラスチック、植物由来合成繊維に関する基準項目を追加。繊維に関する用語の定義・リサイクル繊維・有害物質の基準を改定。(Version1.18)
2017年 2月 1日	植物由来プラスチック・合成繊維(PTT)の追加(Version1.19)
2017年 9月 1日	繊維材料における PFOA の基準値、商品区分、マーク表示方法を改定(Version1.20)
2019年 1月 7日	有効期限延長
2019年 3月 1日	分類 A「食器」の再生ポリマーの基準配合率を改定(Version1.21)
2019年 4月 1日	改定(エコマーク表示について)
2020年 3月 1日	分類 E「清掃・収納用品、室内装飾・芸術品」のごみ袋について、再生ポリマーの配合率またはバイオベース合成ポリマー配合率の表示を追加(Version1.22)
2021年 2月 1日	分類 E「清掃・収納用品、室内装飾・芸術品」のごみ袋について、充填剤の不使用を追加(Version1.23)
2023年 2月 1日	植物由来の用語の変更、バイオマスプラスチック・バイオマス合成繊維の対象樹脂の拡大、プラスチック添加物・ハロゲン・抗菌剤に関する基準の統一化等(Version1.24)
2023年 9月 1日	分類 I「ゴムホース・手袋・マット等ゴム製品」の適用範囲にゴム製パッキン・ゴム製ガスケットを追加(Version1.25)
2024年 3月15日	有効期限延長
2024年 8月 1日	「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針」の改正に伴う改定、および繊維材料の有機フッ素化合物、革材料の有害物質・染織堅ろう度の基準改定(Version1.26)
2025年 1月 1日	分類 E No.167 制定による分類名、2. 適用範囲、4-1-3(38)の変更(Version1.27)
2025年 4月 1日	5.(2)追加(Version1.28)
2030年 6月30日	有効期限

本商品類型の認定基準は必要に応じて定を行うものとする。

付表 1 用語の定義に規定する森林認証について

<p>認証の基準について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的、生態学的かつ社会的利益のバランスを保ち、アジェンダ 21 および森林原則声明に同意し、関連する国際協定や条約を遵守したものであること。</li> <li>・確実な要求事項を含み、持続可能な森林にむけて促進し方向付けられているものであること。</li> <li>・全国的あるいは国際的に認知されたものであり、また生態学的、経済的かつ社会的な利害関係者が参加可能な開かれたプロセスの一部として推奨されていること。</li> </ul>
<p>認証システムについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証システムは、透明性が高く、幅広く全国的あるいは国際的な信頼性を保ち、要求事項を検証することが可能であること。</li> </ul>
<p>認証組織・団体について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公平で信頼性が高いものであること。要求事項が満たされていることを検証することが可能で、その結果について伝え、効果的に要求事項を実行することが可能なものであること。</li> </ul>